

## 火男火売神社 (二)

大野 保治

### 維新政府と神道国教化

明治維新を迎え、日本の近代化とともに、神道の国教化が始まる。

明治元年（一八六八）一月、神祇・内国・外国など七科を太政官中に置き、つづいて同九月、議定官・行政官・神祇官など七官を置いた。やがて同二年、太政官、神祇官のつぎに六省、同四年八月神祇官から「神祇省」、五年三月に神祇省をさらに「教部省」と改めた。制度的に、しだいに神道国教化の地歩を固めていく。

神道国教化への実現として知られたのが「神仏分離」と「氏子調べ」である。明治元年三月、神祇科による布達で、権現や牛頭天王（インドの祇園精舎の守神）をはじめとする仏教語による神号を称し、仏像をもって御神体とすることなどを禁じ、神前の梵鐘や仏具の類もす

べて取り除かせた。また、各地大小の神社に対して僧形別当、社僧を称する輩に復飾（還俗）を命じた。これらの神仏分離は、神仏混淆を廃仏棄釈という形で徹底させたことで知られる。神道国教化の国是があればこそ行なわれたのであるが、江戸時代の民衆の中にしみついていた仏教的要素の排除は至難のわざであった。

そのため、地方によっては暴挙（暴力行為）といえる結果をもたらした処もあった。寺院の権力が神社側に移るといふ単純な図式では説明しきれない点があった。しかし、それが寺院勢力には、制度的に大きな打撃となつたことは言うまでもない。社会面で標的にされた山伏や稲荷修業者などの民間宗教者たちの動きも、沈滞化するにいたつた。

だが、彼等が庶民生活に密着していたこれまでの宗教

的伝統からすれば、容易に消滅することにはならず、形をかえて生き延びていたのである（たとえば鶴見禪定や鶴見嶽峰入り行事は戦後の昭和三八年に再び復活している）。

明治五年に設置された教部省は「三条の教憲」として、次のことを發布した。

- 一、敬神愛國の旨を体すべきこと
- 一、天理人道を明らかにすること
- 一、皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむべきこと

神職は当然ながら、さらに抹消されなかつた僧侶たちも教導職として位置付けられ、布教に当てられた。極端な宗教的政策が必ずや反動を招くことは、世界の宗教史が証明している。廃仏毀釈にしても、ほぼ一〇年を経過すると、その失敗が明らかになった。また、民衆生活を神社の規制の下に追い込んだ「氏子調べ」も、表面的に終わっている。また、僧の托鉢の行為は、教部省によって同五年一月に禁止されたが、一〇年後の明治一四年八月には、その禁止も解かれている。

明治四年五月一四日、神官・社家の世襲制を刷新して

神祇官に所属させると同時に、官幣大社・中社・小社、国幣大社・中社・小社併せて九七社を定め、神祇官所管の諸社とした。その結果、府県社・藩社・郷社・村社（産土神）をその地方行政に属させる形となった。

同年七月、さらにその行政区において最高の社を「郷社」とし、その他は郷社付属とする「村社」に位置付けることを規定した（一郷一社の制）。そのため、神社組織は表面的には統一された。

三カ条の教憲は、維新前の仏教信仰に代わって「敬神」のイデオロギーをうち出し、天皇崇拜を掲げることによつて、これを近代天皇制の宗教的・政治的基本理念としたのである。これより後、五年一二月には「治教を明らかにし、唯神の大道を宣揚すべし」とする「大教宣布」が発表られ、その実施機関として中央に大教院が設置され、神仏合同の布教組織が確立されたのであった。だが、仏教側の反対でこの大教院は同八年廃止された。

このように「教導職」は明治五年、教部省に置かれた強化政策を担当する役であり、神官を主に、僧侶などが任命された。神仏判然令以後、廃仏思想が次第に浸透して

ゆく中で、神道を基本とする「教憲三ヶ条」の教導に当たって、敵視してきた仏教側の力を借りねばならなかった。何はともあれ、教導職には、その職にふさわしい人物を相当数確保することが最大の急務であったから、政府はまずその養成に着手しなければならなかったのである。なお、教導職の制度は、同一七年八月に廃止されるまで十二年間存続した。

大教院解散の後、神道側は中央に神道事務局を設けて「天皇制」と結びついた皇大神宮信仰へと向け、国家神道として軌道の修正を行うことになった。こうして皇大神宮の大た麻ま（神札）が、行政末端機関である戸長によって一方的に全戸に配布されるにいたった。政府は元来、廃仏毀釈を意図したのではないとするが、神祇官は国学者の支配が強かったことから、各地で盛んに廃仏が行われた。そのため、三河や信越、越前に反動的な暴動が生じたのであった。

### 「県社」への道のり

明治維新政府は、天皇の神格的権威を確立するため、明

治元年三月、太政官布告として先にあげたように「神仏判然（分離）令」を發した。これに対して廃仏毀釈反対の動きや、信教自由の権利主張の聲が高まり、その結果、明治八年（一八七五）四月には宗派名再興と宣教の許可が通達された。

前に述べたように、太政官（神祇省）では、全国の神社の整理・格付けを急ぐとともに、次つぎに宗教政策を打ち出していった。

まず、官幣・国幣の神社の社格決定では、かつての延喜式内社の中からこれを選ぶことになった。古来の歴史の経緯を重視することはもちろん、神社ごとの崇敬状況や地域的分布事情なども考慮された。その結果、官幣社が三五、国幣社が六二の合計九七社が選ばれた。

こうして先ず「官社」が選ばれ、ついで「府県社」の選定に移った。火男火売神社は直ちに同五年九月神職の加藤兼足かねあしと鶴見村副戸長直江和太吉が連名で、当社の由来を誌した「式内 火男火売神社記」を大分県に提出した。



神苑と本殿

その結果火男火売神社は、同一二年めでたく「県社」に列せられた。

神官加藤家は、明治四年神社の社格決定の太政官布告で、神官の世襲と適格性が問題とされた。この制度改革で、中世以降連綿とつづいてきた加藤家もひとまず三〇代で終わることになったが、過去の実績が高く評価され「神官職適格」と公認されて再び就任することが許された。現在の神官職加藤兼司氏はその第三八代に当たる。このようにして維新後、全国の神社は「神宮」と「一般神社」に分けられ、さらに社格によって官・国幣社と府県社以下とに大別された。官・国幣社はさらに、それぞれ大社・中社・小社に区分された。府県社以下（「民社」）は、社格として「府県社」「郷社」「村社」「無格社」に分類された。当初、県下の官・国幣社は

官幣大社 宇佐神宮

国幣中社 西寒多神社

の二社であったが、大正五年、柞原神社が県社から国幣小社に昇格して三社になった。

府県社以下が「民社」と呼ばれたのに対して、官・国幣社は「官社」と称され、その職員の身分や財政、祭祀などは完全に「官」に掌握された。いっぽう、「民社」として

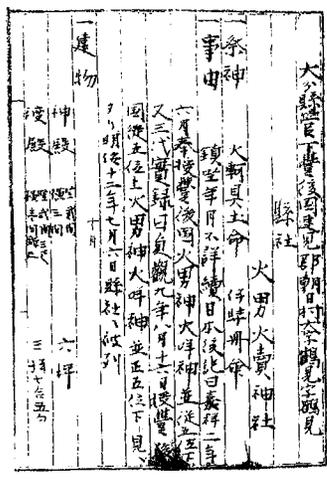
の「県社」の社格公認は、次のとおりであった。

・明治五年指定された神社

奈多神社 柞原神社 城原神社 大原神社

・同六年指定された神社

早吸日女神社 椎根津彦神社



・同一二年指定された神社

薦神社 鷹居神社 妻垣神社

同年十月指定された神社

火男火売神社 建男霜凝彦神社

県内併せて一一社、また郷社は明治一三年現在、一一三社を数えた。また、社格決定に際して極小神社、土俗神・

雑信仰の祠は淘汰されて中心社に集められたり、合祀された。

### 御嶽権現社との紛争

維新政府は先に述べたように、地方に行政区を置いて最高の神社を「郷社」一社とし、その他は郷社に付属する「村社」に位置付けることを規定した。

維新政府直轄の日田県に属した別府市域は、明治四年に他県よりもいち早く行政区の編成に着手した。「郷社」については、同一小区内で石垣八幡（春木）を郷社に推す三石垣・両鉄輪村と御嶽権現社を推す立石村とが対立した（「南鉄輪村庄屋日記」一〇月二六日）。当時は森県に属した北中・原中は鶴見社を郷社に推して承認された。ところが、「県社」昇格をめぐる、鶴見社と同じ火男火売神二座を祭神とする立石村の御嶽権現社との間に激しい対立が起こった。

鶴見村（北中・原中）の鶴見社は、江戸期の末迄は鶴見権現社（熊野権現の末社）と称されていたが（後述）、文政元年に唯一神道を堅持する北中村庄屋の直江雄八郎が、

三代実録・延喜式・続日本後記などの旧記を調べ延喜式内社である事を実証して、火男火売神社の神号復活を許されて明治に至っていた。いっぽう、立石村の御嶽社は、江戸期には霧島権現社として修験者の山伏が仕えていたが、立石村では、元來御嶽社は火男火売神の御神体である鶴見嶽の遥拝所であり、熊野権現社を勧請した鶴見社とは異なり、当社こそ火男火売二座の神を祀る本社であると主張するようになった。双方とも式内社火男火売神社は当社であると主張したのである。

政府は「神仏判然令」を出して社格を決定するために、全国の神社に対して由來記の提出を命じた。これに応えて「火男火売神社」を称する鶴見社も御嶽社も、ともに社記を県庁に提出した。

明治七年、鶴見社が提出した「神社記」の内容に関して、熊野権現社と称したことについて「御尋問」があり、次のような奉答文が県に残されている。

一本社ヲ熊野権現ト偽証セシ事

是ハ、鉄輪村温泉ハ時宗開山一遍坊、建治二年熊野権現ノ靈夢ヲ蒙リ造ル所ナリト伝ヘタリ。佐藤邨彦(南鉄

輪村庄屋)ノ祖先佐藤新兵衛、宝曆年間ニ鉄輪ノ庄屋タリ。其ノ温泉ヲ繁昌セシメント欲シ、遊行本山藤澤寺ニ申立テシ時、鶴見権現ハ熊野権現ナリト云ヘルニ始マル。ソコニハ彼宗ニ一遍聖人絵詞伝ト云フ書ヲ上木ヨリ、又鉄輪村松寿庵縁起ニ之ヲ称シテ諸国入湯人ニ与ヘシヨリ、熊野権現ノ称盛ニ行ハレタリ。本社ヲ熊野権現ト付会シタルハ、本社中央ノ神、イザナギ尊ヲ紀州熊野神社ニ祀ルニ縁アレバナリ。(後略)

以上の要点を列記すれば次のとおりである。

- ① 鶴見権現をもって熊野権現と「偽証」されるようになったのは、宝曆年間以降であること。
- ② 一遍聖人が開いたと伝える松寿庵と鉄輪温泉とを世に拡めんとして、当時の鉄輪村の庄屋らが企てたことであること。
- ③ 時宗の宗派が作成した一遍聖人絵詞伝や松寿庵縁起書にも、そのように書き込んで諸国の入湯人に配布したためにそう信じられるようになったこと。
- ④ 当社の御祭神、イザナギノ尊を熊野権現社も祀っていることも同一視される要因になっている。

文化年間に直江雄八郎が神号を復活した経緯もあり、この「奉答文」の作者たちは、少なからざる義憤をもつて書いたであろうことが察せられる。表題の「偽証」とか、文中の熊野権現に「付会」（物事をこじつけること）などの文言に、それがうかがえる。

県は両社の紛争の決着をつけるために、両社の諸資料・証拠文献・絵図などを添付して教部省に提出した。教部省では両社の歴史的経緯、社地などの基本財産（古い神田の呼称名など）、崇敬に対する現況、別当職・神官家の系譜など詳細に調べあげた上で、式内社の正統を継承するのは鶴見村鎮座の火男火売神社であると裁定を下し、明治一二年七月六日付（指定は一〇月）で「県社」に、いっぽう、立石村鎮座の御嶽社は式下社として郷社に最終的に決定を見て両社の紛争は決着したのである。

御嶽社は大正一二年四月、内務省による通達で「県社」昇格が実現した。

その後、鶴見の「式内 火男火売神社」は社殿も整い、平成一一年に「創立千百五十年」を迎えることになり、翌、平成一二年（二〇〇〇）盛大な記念大祭が行われた。

#### — 追加 —

火男火売神社は、今年創立千百五十年の記念祭を催したが、千年祭の経緯が亀川村庄屋の日記に残されているので追加しておく。

火男火売神社が鎮座する北中村（鶴見）は森藩領で、南と東に立石村など南組、北と東に北組の幕府領の村々に囲まれていた。

文久四年、鶴見北中・原中村の庄屋直江郁蔵・和太吉から北組の年番庄屋佐藤東吉に次のような訴状が届いた。

「…立石村より鶴見山上において硫黄掘取候旨、右は古来より山上より枯木等取り去り候ても（山が）荒れ候旨申し伝え候はご承知の通りにご座候。尤も往古硫黄掘り候儀も申し伝え候えはその砌も大荒れし候。麓村々の儀は追々表作熟し方の時節にもあいなり、当時諸色高値（物価高）の折がら心配つかまつり候段、小前（百姓）より歎き出候儀にご座候。…山下の儀はご同様の儀申し召し、ご同意に候えばご同支配中の儀、程よく立石村へお掛け合ひ下されたく存じ奉り候。…」

鶴見嶽の麓にある北組の村々（両鉄輪村）も同様に被

害を受けるので、南組の立石村は組違いではあるが、北組のほうから硫黄堀を止めるよう掛け合ってくれという趣旨である。

南鉄輪村の佐藤東吉は、三月十六日、立会たちあひ（会議）を開くために早速次の廻状まわしを北組の村々に廻した。

「別紙のように鶴見村より申し参り候。鶴見山において硫黄穿取り候儀小前ども伝え聞くに及び、南北鉄輪村とも歎き出あいなり申し候。往古も右穿取り候につき凶荒あい続き候段申し伝えもこれあり候えば、この度、立石村右よりの振る舞いつかまつり候ては山下の村々大變もはかり難く、すでに貞観度と鶴見山焼け立ち山下荒々の原野にあいなり候より千年にあい当たり候よしにて、鶴見村などには今年大祭つかまつり候趣のところ、右よう存立候願（硫黄堀をやめさせる）如何の存意（考え）に候哉。

来る十八日南鉄輪において五ツ時、揃いお立会申し上げ存念お談示申しあげ候上にて立石へ掛け合い申すべきや、お役所にお歎願申し上ぐべきや、この度は名代無くお出席申し上ぐべく候。…

三月二十九日の日記に

「鶴見山にて硫黄掘り方の儀、先達て当組合連印の書付（を）高松役所へ差し出し候ところ、直ちに立石

（庄屋）七郎呼び出しにつき、お差し留めあいなり候趣、立石氏より南鉄輪へ返かえし状じょうつかまつり候」

この立石村硫黄堀の一件は役所の斡旋あつせんで落着した。

百五十年前の火男火売神社「千年祭」は、このような状況の許にとり行われた。山の物を取ると山が荒れるという伝説は方々にあるが、この時代に鶴見山麓の村人が本当に硫黄採掘が山荒れを引き起こすと考えていたのであるか。高松役所が介在した事件であるから単に盲動したものととは考えられない。しかし、当時、すでに鍋山で硫黄を採掘して利益をあげていた北中村庄屋直江郁蔵が、このような迷信で動揺するのはおかしい。新たに始められようとする立石村の硫黄採掘を阻止して、硫黄生産の独占を維持しようとしたとは考えられないだろうか。掛け合いを依頼された南鉄輪村庄屋の佐藤東吉は、直江郁蔵の実兄にあたる人物である。

（追加文責入江）